

広指技 27 号  
平成19年6月12日

丸伸企業株式会社  
代表取締役 金島聖貴様

広島市長 秋葉 忠  
(都市整備局指導部技術管理課)



届出を受けた汚泥再資源化施設について（通知）

平成19年5月23日付けで届出のあった汚泥再資源化施設については、広島市の公共工事に伴い発生する汚泥を搬入することができる施設として認めます。よって、「広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領」の第10条第1項の規定により通知します。

なお、この通知の意義については、下記のとおりです。

記

- 1 この通知は、本市発注工事の請負業者が、当該届出のあった汚泥再資源化施設に、汚泥を搬入することを妨げないことを意味するものであって、本市が汚泥の搬入を保証するものではありません。
- 2 この通知により、本市が当該届出のあった汚泥再資源化施設において再資源化された資材、原材料又は製品について、いかなる法的又は技術的な認証を行うものでもありません。
- 3 本市は、これらの再資源化された資材、原材料又は製品の購入に関し、一切の義務を負いません。